

役員就任候補者の誓約書の作成例（租税特別措置法第40条対応法人用）

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会の理事（監事）に就任するにあたり、次のことを誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格事由に該当しないこと。
- 2 各理事と次の者を除いて、私と親族等の特殊関係にある者はおりません。

特殊関係にある者の 氏名及び関係	氏名	関係
特殊関係にある者の 氏名及び関係	氏名	関係

- 3 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当した場合は遅滞なく報告すること。

〇〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇町〇番地
氏名 〇〇 〇〇 印

※1 欠格事項及び特殊関係の確認は、裏面を参照してください。

※2 監事の場合は、上記2号を下記のとおり修正します。

(監事)

- 2 各役員（理事・監事）と次の者を除いて、私と親族等の特殊関係にある者はおりません。

参考1：理事の欠格事項（社会福祉法第四十条抜粋）

次に掲げる者は、評議員（役員）になることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令（施行規則第2条の6の2※）で定めた者
※ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

参考2：理事のうち各理事と特殊の関係のある者（社会福祉法第44条第6項）

- ① 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事の使用人
- ③ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③の者の配偶者
- ⑤ ①～③の者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にしている者
- ⑥ 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該社会福祉法人の理事総数に占める割合が3分の1を超える場合に限る）
- ⑦ 国、地方公共団体等の職員（議員を除く）（当該社会福祉法人の理事総数に占める割合が3分の1を超える場合に限る）

参考3：監事のうち各役員と特殊の関係のある者（社会福祉法第44条第7項）

- ① 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員の使用人
- ③ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③の者の配偶者
- ⑤ ①～③の者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にしている者
- ⑥ 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該社会福祉法人の監事総数に占める割合が3分の1を超える場合に限る）
- ⑦ 当該監事が役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超える場合に限る）
- ⑧ 他の社会福祉法人の理事または職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員総数の2分の1を超える場合に限る）
- ⑨ 国、地方公共団体等の職員（議員を除く）（当該社会福祉法人の監事総数に占める割合が3分の1を超える場合に限る）

参考4：租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号

贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる要件を満たすときは、前項第三号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不适当に減少させる結果とならないと認められるものとする。

- 一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらに準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち、**親族関係**を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数に占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。
 - イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で、当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- 二 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税第二条第十五号規定する役員又は使用人である者 以下、省略

「**親族**」とは、民法第725条につぎのように定められています。通常の「三親等以内」よりも広いので注意が必要です。

民法第725条 次に掲げる者は、親族とする。

①六親等内の血族 ②配偶者 ③三親等内の姻族

評議員就任候補者の誓約書の作成例（租税特別措置法第40条対応法人用）

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会の評議員に就任するにあたり、次のことを誓約します。

- 社会福祉法第40条第1項各号の欠格事由に該当しないこと。
- 次の者を除いて、私と親族等の特殊関係にある者はおりません。

評議員のうち、特殊関係にある者の氏名及び関係	氏名	関係
評議員のうち、特殊関係にある者の氏名及び関係	氏名	関係

役員のうち、特殊関係にある者の氏名及び関係	氏名	関係
役員のうち、特殊関係にある者の氏名及び関係	氏名	関係

- 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。
- 今後、上記1号から3号の記載事項に該当した場合は遅滞なく報告すること。

〇〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇町〇番地
氏名 〇〇 〇〇 印

※1 欠格事項及び特殊関係の確認は、裏面を参照してください。

参考1：評議員の欠格事項（社会福祉法第四十条抜粋）

(評議員の資格等)

第四十条 次に掲げる者は、評議員になることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令（施行規則第2条の6の2※）で定めた者
※ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

参考2：評議員のうち各評議員と特殊の関係のある者（社会福祉法第40条第4項）

- ① 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該評議員の使用人
- ③ 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③の者の配偶者
- ⑤ ①～③の者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にしている者
- ⑥ 当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（社会福祉法人の評議員総数に占める割合が3分の1を超える場合に限る）
- ⑦ 他の社会福祉法人の役員または職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員総数の2分の1を超える場合に限る）
- ⑧ 国、地方公共団体等の職員（議員を除く）（当該社会福祉法人の評議員総数に占める割合が3分の1を超える場合に限る）

参考3：評議員のうち各役員と特殊の関係のある者（社会福祉法第40条第5項）

- ① 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員の使用人
- ③ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③の者の配偶者
- ⑤ ①～③の者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にしている者
- ⑥ 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該社会福祉法人の評議員総数に占める割合が3分の1を超える場合に限る）
- ⑧ 他の社会福祉法人の役員または職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員総数の2分の1を超える場合に限る）

参考4：租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号

贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる要件を満たすときは、前項第三号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるものとする。

- 一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの方に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち、**親族関係**を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数に占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。
 - イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で、当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税第二条第十五号規定する役員又は使用人である者 以下、省略

「親族」とは、民法第725条につぎのように定められています。通常の「三親等以内」よりも広いので注意が必要です。

民法第725条 次に掲げる者は、親族とする。

①六親等内の血族 ②配偶者 ③三親等内の姻族

